

信託契約代理業で取扱う信託商品について、
次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

○信託商品は、元本の補てんの契約をしておりませんので、元本が保証されている商品ではありません。

○元本の補てんの契約をしていない信託商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。

○元本の補てんの契約をしていない信託商品の運用による損益は、信託商品を購入されたお客様（受益者）に帰属いたします。

商号：株式会社香川銀行

信託契約代理業 登録番号：四国財務局長（代信）第7号

所属信託会社の商号：三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行